特記仕様書（解体工事編）

建築物解体撤去工事（須崎事業宿舎）

Ⅰ 工 事 概 要

1. 工事内容　木造2階建て宿舎及び隣て棟、倉庫、車庫の解体（基礎共）
2. 工事場所　高知県須崎市山手町11　（都市計画区域　内・外）
3. 敷地面積　＿＿＿㎡
4. 構造・規模　＿＿＿階
5. 建築面積　＿＿＿㎡　延床面積　＿＿＿㎡
6. 主要用途　宿舎

Ⅱ 建 築 工 事 仕 様

1．共通仕様

(1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、「建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説」（以下、「解体共通仕様書」という。）により、解体共通仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）」（以下、「標準仕様書」という。）及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）による。

(2) 電気設備改修工事及び機械設備改修工事を本工事に含む場合は、それぞれの工事仕様書を適用する。

2．特記仕様

(1) 項目は○印のついたものを適用する。

(2) 特記事項は ⊙ 印のついたものを適用する。
　⊙ 印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
　⊙ 印と ※ 印のついた場合は共に適用する。

(3) 特記事項に記載の［　］内表示番号は、解体共通仕様書の当該項目を示す。

(4) 特記事項に記載の（　）内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目を示す。

(5) 特記事項に記載の＜　＞内表示番号は、標準仕様書の当該項目を示す。

(6) [G]印は、「国等による環境物品等の調達に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）の特定調達品目を示す。

章		項目	特記事項
1 一般共通事項	⊙	適用基準等	※ 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事等編） ※ 建設副産物適正処理推進要綱 ※ 建築材料等評価名簿　国土交通大臣官房官庁営繕部監修 ※ 工事写真撮影ガイドブック　建築工事編及び解体工事編　国土交通大臣官房官庁営繕部監修
	・	電気保安技術者	・ 適用する　・ 適用しない　[1.3.3]
	⊙	施工条件	施工時間帯 ※ 指定なし　[1.3.5] ・ 指定有り 部位別の施工順序　※ 指定なし　・ 指定有り（　　） ・ 引き渡しを要するもの（　　）　[1.3.10] ・ 現場において再利用を図るもの（　　） ⊙ 再生資源化を図るもの（⊙ コンクリート塊　・ アスファルトコンクリート塊　・ 建設発生木材） ＊廃石膏ボード等は、原則分別再利用処理とする。
	・	施工数量調査	調査項目（　　）　[1.5.2] 調査範囲及び方法　＊ 図示　・（　　）
	⊙	技能士	[1.6.2] 工事種目：仮設工事　技能検定職種：とび　技能検定作業：⊙とび作業
	⊙	工事写真・完成写真	※ 下記のものを監督職員に提出する。工事写真については、隠ぺいとなる部分は 全て写すこと。 区分：着工前及び工事中　分類規格：カラー ※ サービス版　撮影枚数：工程毎　部数：1 部 区分：完成時　分類規格：カラー ※ キャビネ版　撮影枚数：　枚　部数：　部 カラー ・ 全紙版(アルミ額縁入)　撮影枚数：　枚　部数：　部 ・　撮影枚数：　枚　部数：　部 デジタル写真も可とし、その仕様も含め 1 適用基準等の工事写真撮影ガイドブックを参照すること。 ※ 上記の他、着手前及び完成写真内外６面程度(カラーサービス版)、及びその画像ﾃﾞｰﾀ(JPEG形式で200万画素程度)を完成検査時に1部提出する。 ※電子納品とする場合は、「高知県電子納品運用に関するガイドライン工事編」により、予め監督職員と協議を行う。
2 仮設工事	⊙	騒音・粉じん等の対策	騒音・粉じん等の対策　・ 防音パネル　⊙ 防音シート　[2.2.1] 設置範囲及び高さ　※ 図示
	⊙	足場等	「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく足場の設置にあたっては、同ガイドライン[2.2.2](2.2.1)(表2.2.1)の別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準）における２の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 外部足場　⊙ 設置する（設置範囲　・ 図示　・　）　・ 設置しない 防護シート　・ 設置する（設置範囲　※ 図示　・　）　・ 設置しない 内部足場　・ 設置する（ ※脚立、足場板等　・　）　・ 設置しない 材料、撤去材等の運搬方法 種別（ ・A種　※B種　・C種　・D種　・E種 ）
	⊙	監督職員事務所	※ 設けない　[2.3.1]
	⊙	工事用水	構内既存の施設　※ 利用できる（ ※ 有償　・ 無償）　・ 利用できない
	⊙	工事用電力	構内既存の施設　※ 利用できる（ ※ 有償　・ 無償）　・ 利用できない
3 解体施工	・	事前措置（洗浄等）	・ 浄化槽、排水桝等の汚水、汚物等　・ 廃油　[3.2.1]
	・	杭	杭の解体　・ 行う（図示）　・ 行わない　[3.9.2] 杭の解体方法　・ 引抜き工法　・ 破砕工法
	・	工作物	さく、照明設備等の解体　・ 行う（図示）　・ 行わない　[3.10.1]
	・	樹木等	樹木の伐採伐根及び移植　・ 行う（図示）　・ 行わない　[3.11.1]
	・	地下埋設物及び埋設配管	地下埋設物・埋設配管の解体　・ 行う（図示）　・ 行わない　[3.12.1]
	⊙	整地	解体後の埋戻し及び盛土　⊙ 行う　[3.13.1] 整地高さ　⊙ 現状GL　・ 図示 埋戻し及び盛土の材料 ・ A種　・ B種　・ C種　⊙ D種 ・ 建設汚泥から再生した処理土または土工用水砕スラグ [G]　・ 行わない
4 建設廃棄物の理処	・	再資源化等	建設廃棄物等の中間処理及び再資源化　・ 図示　・（　　）　[4.4.1] 木材を指定建設資材廃棄物として縮減する場合　・ 図示　・（　　） 現場利用する再資源化された建設廃棄物　・ 図示　・（　　）
	・	産業廃棄物広域認定制度	[4.4.2] 種類：　所在地等： ・ 最終処分する建設廃棄物　最終処分する建設廃棄物及び最終処分場　・ 図示　・（　　）　[4.4.3] ・ 処理に注意を要する建設廃棄物　処理に注意を要する建設廃棄物の処理　・ 図示　・（　　）　[4.5.1]
5 特別管理産業廃棄物の処理	・	施工計画調査	分析調査　調査項目（　　）　[5.1.2] ・ 行う　・ 行わない
	・	特別管理産業廃棄物の処理等	・ PCB含む機器類の処理　[5.4.1] 微量PCBの分析調査　・ 行う　・ 行わない ・ PCB含有シーリング材の処理 ・ 第一次判定 現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する。 採取箇所数　計　箇所 採取場所　※図示 ・ 第二次判定 専門分析機関にてPCB含有量の分析を行う。 分析箇所数　計　箇所 ・ 除去処理工事 除去範囲　※図示 ・ 廃油 ※解体共通仕様書5.3.1による ・ 廃酸・廃アルカリ ※解体共通仕様書5.3.1による ・ ダイオキシン類 サンプリング調査　・ 行う　・ 行わない 解体方法及び処分方法　・ 図示　・ 行わない
6 石綿含有建材の除去等	⊙	石綿含有分析調査	調査　[1.4.1] ※ 石綿含有建材の事前調査 完了済 工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。 貸与資料（　　） ・ 分析による石綿含有建材の調査 分析対象 アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト 分析方法 材料名：定性分析（JIS A 1481-1 または JIS A 1481-2）・ 箇所数（　）；定量分析（JIS A 1481-3 または JIS A 1481-4）・ 箇所数（　） ・ 箇所数（　）　・ 箇所数（　） ・ 箇所数（　）　・ 箇所数（　） ・ 箇所数（　）　・ 箇所数（　） サンプル数　１箇所あたり３サンプル 採取箇所　・ 図示
		建築物解体撤去工事（須崎事業宿舎）	
	・	石綿粉じん濃度測定	※ 行う　[6.1.3] 測定時期、場所及び測定箇所数 適応：・　測定名称：測定1　測定時期：処理作業前　測定場所：処理作業室内　測定箇所（各施工箇所ごと）：・計　箇所 ・　測定2　処理作業前　処理作業室外部の付近　・計　箇所 ・　測定3　処理作業中　処理作業室内　・計　箇所 ・　測定4　処理作業中　セキュリティゾーン入口　・計　箇所 ・　測定5　処理作業中　集じん・廃棄装置の排出吹出し口（処理作業室外）　出口吹出し風速1m/sec以下の位置　・計　箇所 ・　測定6　処理作業中　処理作業室外（敷地境界）（施工区画周辺）　・計　箇所　・計　箇所 ・　測定7　処理作業後(ｰｼﾄ養生中)　処理作業室内　・計　箇所 ・　測定8　処理作業後ｼｰﾄ撤去後１週間以降　処理作業室内　・計　箇所 ・　測定9　処理作業後ｼｰﾄ撤去後１週間以降　調査対象室外部の付近　・計　箇所 測定方法 ・ 自動測定器による測定 ・ 測定4・測定5：測定名称：粉じん相対濃度計（デジタル粉じん計、パーティクルカウンター繊維状粒子自動測定器（リアルタイムファイバーモニター）等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定 ・ JIS K 3850-1に基づいた想定 測定名称：・測定4・測定5　メンブレンフィルタ直径(mm)：25　試料の吸引流量(L/min)：5　試料の吸引時間(min)：30 ・測定：47　10　120 ・測定：47　10　240
	⊙	石綿含有建材の処理	・石綿含有吹付け材の除去　[6.3.1～4][6.4.1～4][6.5.1～4][6.6.1～5] 除去対象範囲　・図示　・（　　） 除去工法　※解体共通仕様書6.3.2(1)による 除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止　※湿潤化　・固形化 除去した石綿含有吹付け材等の処分 ・埋立処分(管理型最終処分場)　・中間処理(溶融施設又は無害化処理施設) ・石綿含有保温材等の除去 除去対象範囲　・図示　・（　　） 除去工法　・破砕して除去　・原型のまま手ばらし 除去した石綿含有保温材等の飛散防止　※湿潤化　・固形化 除去した石綿含有保温材等の処分 ・埋立処分(管理型最終処分場)　・中間処理(溶融施設又は無害化処理施設) ・石綿含有成形板（石綿含有けい酸カルシウム板第１種以外）の除去 除去対象範囲　・（ 屋根スレート ）　・図示 作業場所周辺の養生　・行う 除去した石綿含有成形板の処分 ・石綿含有せっこうボード　※埋立処分(管理型最終処分場) ・石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板 ・埋立処分(管理型最終処分場)　・中間処理(溶融施設又は無害化処理施設) ⊙ 石綿含有成型板（石綿含有けい酸カルシウム板第１種、岩綿吸音板）の除去 除去対象範囲　・図示　⊙ 岩綿吸音板　台所天井、けい酸カルシウム板　トイレ、浴室、脱衣室天井 養生方法　⊙ 湿潤化しながらパール等で除去を行う。 除去した石綿含有けい酸カルシウム板第１種の処分 ⊙ 埋立処分（安定型最終処分場） ・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設） ⊙ 石綿含有ルーフィングの除去 除去対象範囲　・図示　⊙ 屋根下地防水材 除去工法　⊙ 湿潤化 養生方法　・ 除去した石綿含有仕上塗材の処分 ⊙ 埋立処分（安定型最終処分場） ・ 埋立処分（管理型最終処分場） ・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）
7 特殊な建設副産物の処理	・	施工計画調査	分析調査　調査項目（　　）　[7.1.3] ・ 行う　・ 行わない
	・	回収及び処分	・ 図示　・（　　）　[7.3.1]

特記仕様書（解体工事編）

図面番号